

○児童買春、児童ポルノに係る被害児童の保護と積極的な取締りについて

(平成11年10月19日島生企甲第622号島根県警察本部長例規通達)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「法」という。）については、本年5月に成立、公布され、本年11月1日から施行されることとなった。

その制定の趣旨、要点及び運用上の留意事項については、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行について」（平成11年10月19日付け島生企甲第621号）のとおりであるが、具体的留意事項及び報告要領は下記のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

記

第1 捜査体制の整備

1 福祉犯捜査専従体制の充実強化

児童買春、児童ポルノに係る行為の取締りについては、わいせつ物には当たらない児童のヌード写真等が児童ポルノとして新たな処罰対象とされること、インターネット上に児童ポルノが氾濫していること、児童買春、児童ポルノ事犯に係る国外犯の摘発を求める声が極めて大きいことなどを認識の上、専従捜査態勢の充実強化に努めること。

2 関係部門との連携の強化

児童買春、児童ポルノに係る行為は、風俗事犯、暴力団関与事犯、さらにはハイテク犯罪等に絡むケースが多いことから、生活安全部門と刑事部門との連携体制の強化に努めること。この場合、必要に応じ、共同での捜査チームを編成すること。

第2 捜査運営

1 重点捜査事件

被害児童を1人でも多く保護するという観点から、厳正な捜査を行うこと。特に次に掲げる事件を重点として、積極的な掘り起こしに努めること。

- (1) マニア等による組織的事件
- (2) 被害児童多数（概ね5人以上）の事件
- (3) 暴力団の関与する事件
- (4) インターネット、パソコン通信等コンピュータ・ネットワークを利用した事件
- (5) その他社会的反響の大きい事件

2 国外犯に対する積極的な取組み

日本国民による海外での児童買春等の国外犯については、この種事犯に対する国際的な非難が法制定の一つのきっかけであったことを認識の上、あらゆる警察活動を通じて端緒情報の入手、計画的な内偵捜査等を推進し、積極的に事件化に努めるとともに、各捜査段階において、生活安全部少年女性対策課（以下「少年女性対策課」という。）に報告すること。

3 共（合）同捜査の推進

本法に規定する罪、とりわけ児童ポルノ事犯については、その多くがインターネッ

ト、パソコン通信等コンピュータ・ネットワークを利用していること、ビデオ、出版物として広く出回っていることなど、広域化、国際化が著しい状況であることから、効率的な捜査を実施するため、都道府県警察官並びに各警察署間における共同捜査及び合同捜査を積極的に推進すること。

4 被害児童の保護等の徹底

被害児童の事情聴取に当たっては、少年の特性に配慮することはもとより、犯罪の特性にも十分配慮し、被害児童からの事情聴取に当たる担当者やその方法、事情聴取の回数、時間や場所等について細心の注意を払うこと。この場合、事件の態様、被害児童の状況等により、女性警察官及び少年補導職員等によるカウンセリング等の支援活動を行うとともに、日頃から児童相談所等関係機関との連携の強化に努めること。

さらに、この法律に係る事件に関し、報道機関に広報を行うときは、被害児童の氏名若しくはその在学する学校名又はこれらを推知されるような事項の発表を行わないこと。

第3 教養、訓練の徹底

この法律の運用の中核である生活安全部門の職員に対してはもとより、広く他部門の関係職員に対しても、本来の目的、処罰規定の内容、捜査における配慮、児童の保護等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して確実に教養、訓練を行うこと。

第4 本法に関する部内外への広報上の留意事項

今後の警察部内の資料作成及び部外への広報における本法の略称については、次のとおりとする。

1 警察部内での略称

「児童買春・児童ポルノ法」

2 広報における略称

「児童買春・児童ポルノ禁止法」を基本とし、その他の表現も可とする。

※ 本年10月の政府公報においては、「児童買春・児童ポルノ禁止法」を使用している。

第5 報告要領

1 報告事項及び留意事項

(1) 警察署の生活安全担当課（係）にあつては、本法に係る事件の捜査状況を確実に把握し、すべての事件について、情報段階から少年女性対策課に報告すること。

(2) インターネット上の児童ポルノ事犯をはじめ、児童ポルノに係る事犯については、複数の都道府県警察が同一被疑者による事犯の端緒を入手し、同時期に内偵捜査を行う場合等が予想されることから、情報段階から少年女性対策課に報告すること。

(3) 国外犯移管する事項及び都道府県警察間並びに各警察署間における共（合）同捜査に関する事項については、随時、電話、書面等により報告すること。

(4) 検挙後の報告については、従来どおり、少年女性対策課に書面報告すること。

2 報告様式

(1) 検挙前の報告については「別記様式第1号」によること。

(2) 児童ポルノに係る事犯の捜査着手の報告については「別記様式第2号」によるこ

と。併せて、インターネット上の画像データ等については、P-WAN等を活用して送付すること。また、写真については、画像をスキャナーで読み込む方法等により、P-WAN等を活用して送付すること。

3 その他

この通達による検挙前の報告については、法律の施行日から平成11年12月31日までの間とし、平成12年1月1日以降の報告要領については、改めて示すものとする。

第6 質疑等

本件に関する質疑等については、少年女性対策課までされたい。

様式 〔略〕